

(仮称) 第3次宇都宮市生涯学習推進計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 第3次宇都宮市生涯学習推進計画を策定するに当たり、市民から幅広く意見を聴くため、(仮称) 第3次宇都宮市生涯学習推進計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者(社会教育委員、その他有識者)
- (2) 関係教育機関・団体の代表者等
- (3) 公募により選考された者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該計画が策定されるまでとする。

4 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 懇談会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 懇談会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第5条 懇談会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から適用する。